

佐賀県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十二年七月二十日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀市富士町大字関屋字川向三八一の六・三八一の八（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、三八一の二〇（国有林）、三八一の二〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三八一の二二（国有林）、三八一の二四・三八一の二六から三八一の二八まで・三八一の三三（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、三八一の三四（国有林）、三八一の四一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三八一の五一（国有林）、三八一の五四・三八一の六一・三八一の六二・三八一の六四・三八一の六五・三八一の八一から三八一の八四まで・字辻四八九八の一〇（以上一〇筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二(一) 保安林として指定された目的
水源のかん養

三(一) 解除の理由

ダム用地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀市富士町大字大野字古賀二四七の二・二五一の二・字鷹羽一四九九の二・一五〇〇の二・大字栗並字大道四の四・一八六の一・一八六の四・二六〇の一・大字畑瀬字上ノ山三七三の一〇・三八一の三二・三八五の一・四一五の一（以上一二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四一九・四三二の一（以上二筆国有林）、四三九・四四〇・四四五の一・四六三の二

(以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び佐賀市森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)